

意見の内容と県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
計画の推進に関するもの		
1	元気生活圏づくりは、とても良い取り組みなので、新たなビジョンのもとで一層、取り組みが広がることを期待する。これまで以上に、手厚い補助制度を創設するなど、推進対策を強化すること。	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後の中山間地域対策の推進に努めてまいります。</p>
2	元気生活圏のイメージのような場所が中山間地域にたくさん出来れば、活性化すると思う。	
3	人口を増やすために、都会からの移住を進めてほしい。	
4	元気生活圏の取組や、都市部の人たちとの交流が進み、中山間地域の人口減少や医療・生活交通の状況が少しでも改善していくことを期待する。これまで以上に、地域や民間団体との連携を強化しながら取組を進めてほしい。	
5	住み続けたいと思える地域にするため、住民が主体となって頑張るのはもちろんだが、県も各種支援制度の継続など、地域の取組がさらに進んでいくよう支援をお願いします。	
6	このたびの計画では、新たに地域経営の視点を取り入れられているが、人口が少なく、需要の規模が小さい中山間地域へ、都市部の商工業の考え方である経営の理念を取り入れるのは無理がある。そもそも行政の支援無くして、事業の収支が成立するのであれば、経営のプロである民間企業を地域に呼び込んで取り組むべきものであり、行政はそのように誘導すべき。中山間地域の深刻な課題は、過疎高齢化に起因する担い手不足。それでも中には、Uターンした元社長など、地域経営ができる人がいるかもしれないが、そのような人が存在する地域は限られており、レアケースで、一般的ではなく、広く波及するものではない。したがって、中山間地域では、行政施設の指定管理などで財源を確保し、収益の少ない地域活	<p>人口減少・高齢化が進行する中山間地域で、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域の自立に向けて、新たに、経営の視点を取り入れ、地域資源を活用した事業を通じて、地域自らが稼ぎ、支えていく仕組みづくりを進めることとしています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、今後の中山間地域対策の推進に努めてまいります。</p>

	動を補填していくことで、継続的に地域を運営していくという考え方を進めていく方が馴染む。	
計画の記載に関するもの		
7	数値目標があった方が良い。	ビジョンの進行管理を適切に実施するよう、数値目標を設定しています。
8	山口県中山間地域振興条例では、その目的を第1条で「県及び県民の責務をあきらかにする」と定めているが、市町については、第4条で、県が連携する客体として規定されており、また、第9条で、県が、その活動を支援する対象と位置付けられているに過ぎない。そのため、同条例に基づくビジョンにおいては、市町の役割についての言及は、不適切ではないか。	山口県中山間地域振興条例」の前文に「市町及び県民との協働によって中山間地域の進行に取組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保する」と記載があることから、市町の役割を記載しています。 なお、ご意見を踏まえ、記載内容を見直しました。
9	年次把握がし易いように年代は元号・西暦を併記すべき。今後を考えると西暦のみ表記に統一すべきではないか。	必要に応じて元号西暦の併記等、わかりやすい表記に努めました。
10	県民には馴染みの無い専門用語・行政用語があることから、「語句解説」の追加をお願いします。	いただいたご意見を踏まえ、本文中に語句解説を追加しました。
その他		
11	70ページを超える資料となっており、内容は専門的、且つ県民の生活に直接関係する案件となっていること、更に、資料中所々に見受けられます各種法律・条例等も本来確認した上で意見作成すべき。全く同時期に14件のパブリック・コメント（県民意見の募集）が集中している状況での意見作成、1ヶ月では到底困難である。今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を検討すべき。また、期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民もいることから、意見募集の期間延長又は意見再募集をすべき。行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るので	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、ビジョン作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。

	あれば、その理由を明示すること。	
12	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、7月15日の山口新聞により、広報に努めました。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
13	意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くない。具体的案件は〆切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこのような文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えない。県広報にパブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示すること。また、県広報には、常時パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報を掲載すること。	限られた予算の中で、いかに効率的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
14	山口新聞(7/15)の新聞下「山口県からのお知らせ 山口県広報」にパブリック・コメント14件の記述があった。1件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まることから、今後も「山口県からのお知らせ/山口県広報」への「パブリック・コメント/県民意見公募」を記載すること。一方、山口新聞(8/2)の「山口県からのお知らせ 山口県広報」にはパブリック・コメント/県民意見公募の記述がなかったことから、意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」の記載をすること。	
15	今回の様に県の施策として1ヶ月の期間でのパブリック・コメント(県民意見の募集)が存在する中、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。『県の施策広報の為に最低各月発行が必要な県広報紙を隔月(以上の間隔での)発行としている』理由を明示すること。	

16	<p>ここまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する返答内容、意見送付県民数・意見数より、当「県民意見の募集」の広報が十分になされたのか、明示すること。</p>	
17	<p>今回同一期間に14件と極端な案件集中となっていることから、県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示すること。</p>	<p>総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。</p>
18	<p>当件の内容は地域性専門性・県内市町自治体との関係性の高いものとなっていることから、県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いします。</p>	<p>本ビジョンは、関係市町、専門家等の意見をお聴きし、その意見を踏まえて作成しています。</p>